

## 令和5年度第1回船橋市学区審議会会議録

### 1. 開催日時

令和5年7月5日（水）午前10時20分から午前10時45分

### 2. 開催場所

船橋市役所本庁舎 7階 教育委員室

### 3. 出席者

#### 【学区審議会委員】

常永 たまみ（市立小学校の校長）

藤井 武（市立中学校の校長）

清水 龍夫（学識経験者）

佐原 摩貴子（学識経験者）

加瀬 武正（学識経験者）

長谷川 幸喜（学識経験者）

幸地 要（学識経験者）

丹野 誠（市職員）

木村 克正（市職員）

日高 祐一郎（市職員）

#### 【教育委員会事務局】

野木 学務課長

廣澤 学務課長補佐

横堀 学務課学事係長

高木 学務課主任主事

栗原 学務課主事

### 4. 欠席者

なし

### 5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

#### 【議題】

(1) 「通学区域の追加設定について」(諮問)に対する答申について

#### ①葛飾小学校区

印内2丁目3番「1号～36号」を葛飾小学校（西海神小学校を選択できる地域）の通学区域とする。

②行田西小学校区

行田町「43番地～46番地」を行田西小学校の通学区域とする。

(2) その他

【公開・非公開の別】

公開

6. 傍聴者数

0人

7. 決定事項

葛飾小学校、行田西小学校の通学区域の変更について、事務局案のとおり答申された。

8. 議 事

(清水会長)

本日は、学区審議会委員10名のうち、10名のご出席がございますので、船橋市学区審議会条例第5条第2項の規定により、会議開催の要件が成立いたしました。ただ今より、令和5年度第1回船橋市学区審議会を開会いたします。なお、本会議は議事録をホームページ上で公開する都合上、議事を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、本日の議事へ移ります。議事(1)は教育委員会からの諮問となります。学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申する必要がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局 横堀)

学務課学事係の横堀と申します。着座にて失礼します。

今回の議題になっている「通学区域の追加設定について」は、船橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、以下「規則」と申し上げますが、を一部改正する内容になりますので、学区審議会への諮問事項となります。

今回の改正につきましては、これまで建物等がなかった土地に、住宅が建つことで、新たに住居表示が定められたことに伴う規則の改正でございますので、通学区域の線引きを変更するものではありません。

はじめに ①葛飾小学校区について 説明いたします。

資料 4ページ資料①-1をご覧ください。

今回の該当箇所である印内2丁目3番は、JR武蔵野線で東西に分断されており、緑線で囲ってあります西側、左側が「葛飾小・西海神小」選択学区、青線で囲ってある東側、右側が「西海神小・行田西小」選択学区となっております。各小学校の位置関係はご覧の通りです。

次に5ページ資料①-2をご覧ください。

当該地域の印内2丁目3番を拡大したものになっております。先ほど申し上げた緑色で囲った地区内の赤枠内は今まで更地だったため住居表示が何号まで振られていませんでしたが、新たに建物が新築されたことに伴い、新規の住居表示が付番されました。このため、新たに付番される住居表示を規則に盛り込むものです。

8ページをご覧ください。

今回の規則改正の「新旧対照表」となります。現在の規則では右側の「旧」にある印内2丁目3番は、記載のとおり1号、2号、7号、10号・・・のように号が飛び飛びとなっております。ここに先ほど申し上げた新たな部分である、3号、23号、29号が付番されたため、これらに加え、今後、先ほどの地図にありました緑枠内に新たに追加されると考えられる住居表示にも対応できるよう表の左側の「新」のとおり印内2丁目3番1号から36号といたします。なお、緑枠区画内は、現時点では1号から付番が始まり36号が最終番号になっております。

なお、中学校の学区につきましては、印内2丁目3番は全域「葛飾中・海神中」選択学区となっておりますので、規則の変更は必要ありません。

続きまして、②行田西小学校区について説明いたします。

資料 6ページをご覧ください。

今回対象となる行田町の一部を記載しております。行田町は番地により行田西小、塚田小、法典西小などに学区が分かれておりますが、今回対象となる行田町43～46番地については行田西小の学区となっております。

次に7ページ資料②-2をご覧ください。

当該地域を拡大したものになります。地区内に開発申請があったことに伴い、赤枠内に新規の住所である「行田町43番地～44番地」が付番されることが見込まれます。

9ページをご覧ください。

今回改正する規則の「新旧対照表」となります。新たに付番される43番地44番地に加え、赤枠内に今後新たに開発されることを見込まれる45、46番地につきましても対応できるよう、行田町の通学区域について、表中の「新」にあるように、43番地から46番地を追加するために変更する改正になります。

なお、中学校の学区につきましては、行田町は全域「行田中」学区となっておりますので、規則の変更は必要ありません。

説明は以上です。

この諮問につきまして答申をいただければと思います。よろしくお願ひします。

(清水会長)

ありがとうございました。只今の事務局からの説明に対しまして、何かご意見やご質問がありましたらお願ひします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまの諮問について、他にご質問やご意見がないようですので、学区審議会としての意見をまとめ、教育委員会に対して答申したいと思ひます。委員の賛否についてお諮りしたいと思ひます。

諮問のとおり通学区域の変更を行うことで、ご異議ございませんでしょうか。

(一同)

異議なし。

(清水会長)

ありがとうございました。異議なしと認め、結論付けをした内容により、本日付けをもって、教育委員会に対して、答申するものと決しました。

事務局は、答申案の用意ができますでしょうか。

<事務局で答申案を配布>

答申案をお読みいただき、ご意見があればお願ひいたします。

時間取りますので、目を通してください。

ご意見ありましたら、お願ひいたします。

ご意見がないようですので、お配りしました答申案のとおり、教育委員会へ答申するものといたします。

予定として、今月7月の教育委員会議に諮り、8月よりの変更を見込んでおります。

(清水会長)

続きまして、議題2「その他」となります。他に何か学区に関するご意見やご質問がありましたらお願ひします。

(加瀬委員)

ひとつよろしいでしょうか。自連協の加瀬と申します。よろしくお願ひいたします。地域を預かっている町会長・自治会長という立場からすると、学区と

いう非常に重要な位置づけであるのですけれども、市内北部の方に行きますと、今回と同じようにまだまだ学区として線引きされていない所が多々あるかなと思うのですけれども、市内町会・自治会が800、780ぐらいはあるのですけれども、そのエリアが全部学区が線引きされてないですよ、今。農地とか山林の部分については学区の線を引いてないですよ。

(事務局 廣澤課長補佐)

いえ、線は全て引かれているのですが、引かれている線の中に今回は町名が入ってない、番地が付番されていないという場所はあるのですけれども、線は全てにおいて引かれているのです。

(加瀬委員)

と言うと、実はですね、町会・自治会が分からない位置に線引きされてしまって、事実、家が建ってきたら向こうがAという小学校、こっちがBという小学校、本来町会の中では、町会の大小もあるのですけれども、できればひとつの町会の方は同じ学校に通うのが一番理想だと思います。色んな事情で線引きされてしまって、例えば700、800ぐらいある町会・自治会が半分ぐらいに分断されるならまだいいかなというふうに理解するのですけれども、実は私の町会が今世帯数が800世帯ぐらいあるのですが、その内の40世帯が学校が違う。それが後になって分かりました。畑だった所に家が建ってきて、子供が通うようになったら当然今までの学校に行けるのかなと思ったら違う学校に行く。そのことは何回も学務課のほうにはお願いはしてきたが、いまだにまだ直ってないのですけれども、そういうことがいっぱいあちこちで起きています。それで、少なくとも小学校の場合にはある程度我慢できるかなと。運が悪いと、中学校もまたとんでもない所になったのですね。

今、私の所の町会の子供たちは、実は私、前原なのですけど、前原東の端から前原西の端まで前原中学校に行くのですね。同じ町会の中で小学校一緒に遊んだりした子と家の近くを出てきて、片っぱは二宮小学校に、片っぱは二宮中に行く。さよなら、って言って朝別れていく。

あともうひとつ、一番困るのは、地域の行事でお祭り・盆踊り等があった時に、学区が違うために当然同じ町会に住んではいるのですけども、学区が違うので子供たちが普段遊ばない。学校が違うので。盆踊り・お祭りで参加しろって言っても参加しない。実はうちの町会は子供会を強制加入にしたのですけれども、ところがそういうわけで親御さんから勘弁してほしいと、子供会に入るのは。子供会に入ってください。かと言って、隣の町会の子供会にも入れない。子供は子供会組織どこも入れない状態にいるわけですね。そういうことで、ある親御さんは私の町会から抜けて、町会のエリアに住んでるのだけど、隣の町会に入れさせてほしいと。子供会に入りたいと。そういうなんかわけの分から

ないことが起きている。だから今後線引きする時には、町会・自治会と話し合  
って、こういう後で問題事が起きないようにご配慮いただければ有難いかなと  
いう意見です。よろしくお願いします。

(清水会長)

どうも貴重なご意見ありがとうございます。事務局のほうから特にこれに関  
して、ありますか。

(事務局 廣澤課長補佐)

そうですね、ご意見として承るのと、あとひとつ説明させていただくと、開  
発に伴って線引きを変えるというのは大開発の時に留まってまして、例えばす  
でにある学区の中に新たに住宅地が開発されます、何十個も住宅地が開発され  
ますという時は、学区の線引きはその都度変えるわけではなく、その宅地開発  
がどの住所でどの学区に当てはまるかということは開発業者にはご案内するの  
ですけれども、開発によって学区を変えますというようなことはこちらからお  
話はしないのですね。

私も自分の近所でまさに同じようなことがあったので、その状況というのは  
すごくよく分かる、仰ることすごくよく分かります。宅地開発をされるという  
申請が宅地開発業者からこちらに来る時には、どこの町会に加入するかはこち  
らは存じないのです。宅地開発中に多分宅地開発の業者さんと、あと新しく住  
まわれる方と、あと最寄りの町会さんとお話なさって、ここの町会に加えまし  
ょうということになるのかと思います。なので、学区の線引きはその都度変更  
しているということはないのです。

ですので、ぜひご相談をいただければ、その時学区を見直す、もしくは住民  
の方の住んでるコミュニティの状況に応じた学区の見直しを検討するとかとい  
うこともできますし、あと場合によっては学区に応じた町会に加入されるとい  
うこともあるのかも、それはちょっと状況によってかとは思いますが、それだけ  
も、そういったことも考えられるかと思えます。ひとつひとつの開発でひとつと  
つ学区の見直しというのは行っていないということだけ説明させていただきます。

これから大規模開発が行われる際は新たに線引きしますので、その際は必ず  
近隣町会に全て確認を取らせていただいています。そのような状況です。

(加瀬委員)

それは分かるのですがね。例えば今、私の町会で起きていることは、もう  
その40軒の世帯は、子供が何人かいるうちのお姉ちゃんなりお兄ちゃんがAと  
いう小学校に行っている。下の子が変わって同じ家庭の中で小学校ふたつ行く  
ってというのは親御さんにしても良くないし、子供にしても良くない。

だから選択させてほしいというふうに私は何回も申請したのだけれども、受けてもらえなかった。ていうのは、学校に受入体制がない。空き教室がない。

事務局もいて申し訳ないのだけど、そう仰るのだけど、受入教室がないって言っても、行くのはね、せいぜい多くても2～3人なのですよ。だから一学年2～3人じゃない、全校で2～3人の子供が行くわけだから、素人考えでは、そんなことないなど、できるだろうというふうに判断するのだけれども。だから例えばその学区の中に大規模マンションができたね、っていう時には、学校に教室作んなきゃいけないわけですよ。だからそこまでの話じゃない。だから選択学区も載ってますけども、私、選択っていう方法、良いと思うんですよ。家庭の事情で選べるっていうのはね。だからそういうことも踏まえて、今ある学区をよその船橋市内全部を見直すということじゃなくて、新たに線引きしてない所を開発する時に近隣の町会・自治会の方と話をして、後でこういう問題が起きないようにご配慮いただければ有難いです。そういう意見です。長々とすみません。よろしくお願いします。

(清水会長)

貴重なご意見ですので、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにご意見等ありますでしょうか。

特段無いようですので「その他」の意見交換を終わりたいと思ひます。

全ての議題を終了しました。

以上をもちまして、令和5年度第1回学区審議会を閉会いたします。

委員の皆さまご審議、大変お疲れ様でした。

事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

(事務局 廣澤補佐)

長時間、ご審議ありがとうございました。

また、お車でお越しの方は駐車券に押印しますので、事務局までお申し出ください。

以上です。本日はありがとうございました。

## 9. 問い合わせ先

教育委員会 学校教育部 学務課 学事係

TEL: 047-436-2853